

長野県業務共同化モデル実証補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内（以下「県内」という。）の労働力人口減少に対応するため、県内の複数の中小企業者又は中堅企業者による連携体や事業協同組合等が、業務を共同化し、省力化・省人化に取り組むことによって生産性向上をめざすモデル実証事業に対し、予算の範囲内で、必要な経費を補助することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものの他、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号で規定する会社及び個人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

2 この要綱において、「中堅企業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項で規定する常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であり、前項で定める中小企業者を除くものとする。

3 この要綱において、「連携体」とは、次の各号の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 第3条第1項の第2号イ及びウ並びに第3号を満たす中小企業者又は中堅企業者で構成し、かつ第3条第1項の各号を全て満たす中小企業者を1社以上含むものとする。
- (2) 構成する中小企業者及び中堅企業者間で、第4条で規定する補助対象事業の実施内容、費用分担、導入しようとする設備や備品及び成果物の帰属について取り決めがあること。
- (3) 構成する中小企業者及び中堅企業者において、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者以外の者を含むこと。

4 この要綱において、「事業協同組合等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項で規定する中小企業団体のうち、第4号及び第6号を除く者
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）で規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業組合及び水産加工業組合連合会
- (3) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）で規定する酒類業組合、酒販組合、酒造組合連合会及び酒販組合連合会
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第146号）で規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- (5) 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）で規定する内航海運組合及び内航海運連合

会

(6) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）で規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、連携体の代表者又は事業協同組合等であり、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

(1) 県内に事業所又は住所を有すること。

(2) 次のいずれかに、該当する者でないこと。

ア 主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業である者

イ 連携体又は事業協同組合等を構成する中小企業者及び中堅企業者並びにその役員が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者

ウ 連携体又は事業協同組合等を構成する中小企業者及び中堅企業者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

(3) 国税及び県税に未納が無いこと。

2 連携体の代表者の場合は、中小企業又は中堅企業であること。

3 補助対象者が事業協同組合等の場合、モデル実証事業を実施する企業において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者以外の者を含むこと。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連携体又は事業協同組合等を構成する中小企業者又は中堅企業において実施している特定の業務を共同化し、省力化・省人化に取り組むことによって生産性向上をめざし、その効果をモデル実証しようとする事業とする。

2 補助対象事業は、主に県内において実施することとし、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械装置等（以下「取得財産等」という。）を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにすること。

3 国、県及びその他の補助金等の交付を受けた事業については、補助金の交付対象としないものとする。

（補助対象経費、補助率及び補助上限額）

第 5 条 第 3 条で規定する補助対象者に対する補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実証事業計画の提出及び採択）

第7条 実証事業計画の提出及び採択については、長野県業務共同化モデル実証補助金募集要領（以下「要領」という。）において別に定める。

2 補助金の交付を申請しようとする連携体の代表者又は事業協同組合等は、あらかじめ業務共同化モデル実証事業計画書（様式第1号の2）及び予算収支内訳書（様式第1号の3）を知事に対し、要領に定める日までに提出するものとする。

3 知事は、前項の業務共同化モデル実証事業計画書及び予算収支内訳書の提出を受けたときは、その内容の審査を行い、補助金を交付する事業を採択し、その結果を、申請した連携体又は事業協同組合等に通知するものとする。

4 知事は必要に応じ、前項の通知に条件を付すことができる。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第3項の採択の通知を受けた連携体又は事業協同組合等は、知事が別に定める日までに、次項の補助金交付申請書に第3項各号の関係書類を添付して知事に提出することにより、交付申請を行うものとする。

2 規則第3条に規定する申請書は、長野県業務共同化モデル実証補助金交付申請書（様式第1号）とする。

3 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 業務共同化モデル実証事業計画書（様式第1号の2）

(2) 予算収支内訳書（様式第1号の3）

(3) 誓約書（様式第2号）又は（様式第2号の2）

(4) 連携体の代表者又は事業協同組合等の履歴事項全部証明書（交付申請の3か月以内に発行されたもの）の写し又は組織概要のわかる書類

(5) 直近2か年の貸借対照表及び損益計算書（連携体の代表者又は事業協同組合等のみ）

(6) 国及び県の納税証明書の写し（連携体の代表者又は事業協同組合等のみ、交付申請の3か月以内に発行されたもの）

(7) 申請者が連携体の場合は、第2条第3項第2号の取り決めに証する書類の写し

(8) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

4 第1項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条第1項の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、規則第5条の規定により、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、業務共同

化モデル実証補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を第9条の交付決定の通知を受けた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、業務共同化モデル実証事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における補助対象経費の総額や配分の変更をしようとするときは、あらかじめ業務共同化モデル実証事業変更承認申請書（様式第4号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容が次の各号の全てに該当する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 変更内容が軽微であり、事業目的と目標に変更がないとき
- (2) 補助対象経費総額に変更がない、若しくは増額又は10%未満の減額であるとき
- (3) 補助対象経費に新たに経費区分を追加するものでないとき
- (4) 補助対象経費の配分の変更後、いずれの経費区分も20%未満の変更であるとき

2 知事は、前項の規定による変更の申請を受け、これを承認したときは、変更交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、業務共同化モデル実証事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日又は令和8年2月末日のいずれか早い日までに、知事に業務共同化モデル実証事業実績報告書（様式第6号）により、規則第12条第1項に規定する報告を行うものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 業務共同化モデル実証事業実績内容説明書（様式第6号の2）
- (2) 実績収支内訳書（様式第6号の3）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第6条の4）
- (4) 補助対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し
- (5) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 知事は、第12条の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 補助事業者は、補助金額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、業務共同化モデル実証補助金請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助事業者が規則第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められると

きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている補助金があるときは、規則第 16 条の規定により、補助事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、第 4 条第 2 項に規定する取得財産等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第 12 条第 1 項に規定する業務共同化モデル実証事業実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第 6 号の 4）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、規則第 19 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の車両、機械装置、備品及びその他の財産とする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定による期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ業務共同化モデル実証事業財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者が当該処分により収入があったと認めたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関する、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に申願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した業務共同化モデル実証事業産業財産権等取得等届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第 19 条 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求めるか、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 20 条 補助事業者は、補助金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、第 14 条の補助金の支払いを受けたときは、補助金額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助率	補助上限額
車両購入費、機械装置費、備品購入費、システム構築費、委託費、調査費、広告宣伝費、その他知事が必要と認める経費	1/2 以内	500 万円